総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部を改正する省令

総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成十五年総務省令第四十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後

別表（第三条関係）

法令名	条項
［略］	
電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）	第六条の二の二、第三十二条の九の二（第四十五条の二の二において準用する場合を含む。）、第三十四条の四、第四十一条の五、第四十一条の六、第四十三条第一項から第三項まで、第四十三条の二、第四十五条の三第二項、第四十六条第一項（第四十六条の三第三項において準用する場合を含む。）、第四十六条の八第一項、第五十一条の五第一項、第五十一条の六、第五十一条の八、第五十一条の十から第五十一条の十の三まで、第五十一条の十の六第一項から第三項まで、第五十一条の十一、第五十一条の十一の二、第五十一条の十一の二の三並びに第五十一条の十一の二の四
無線局免許手続規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十五号）	第五条、第七条第三項、第八条第一項（第十一条第三項、第十二条第四項、第二十条の三第六項、第二十条の三の二第六項及び第二十条の三の三第五項において準用する場合を含む。）、第八条の二、第九条（第二十条の十二第一項において準用する場合を含む。）、第十条、第十一条第一項、第十二条第一項（第二十五条第一項において準用する場合を含む。）、第十三条第一項、第十四条第一項（第二十条の十二第一項において準用する場合を含む。）、第十五条の二の二第一項、第二項及び第三項（第十六条の二第六項及び第二十五条第七項において準用する場合を含む。）、第十六条第一項、第二十条の二第一項（第二十条の十二第二項及び第二十八条の三において準用する場合を含む。）、第二十条の三第一項（第二十条の十二第二項において準用する場合を含む。）、第二十条の三の二第一項（第二十条の十二第二項において準用する場合を含む。）、第二十条の三の三第一項、第二十条の八第一項、第二十三条第一項、第二十四

改正前

別表（第三条関係）

法令名	条項
［同上］	
電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）	第六条の二の二、第三十二条の九の二（第四十五条の二の二において準用する場合を含む。）、第三十三条第七号、第三十四条の四、第三十八条第四項及び第五項、第三十九条第二項、第四十一条、第四十一条の五、第四十一条の六、第四十二条から第四十三条まで、第四十三条の三、第四十五条の三第二項、第四十六条第一項（第四十六条の三第三項において準用する場合を含む。）、第四十六条の八第一項、第五十一条の四第一項、第五十一条の五第一項、第五十一条の六、第五十一条の八、第五十一条の十から第五十一条の十の三まで、第五十一条の十一、第五十一条の十一の二第一項、第五十一条の十一の二の三並びに第五十一条の十一の二の四
無線局免許手続規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十五号）	第五条、第七条第三項、第八条第一項（第十一条第二項、第十二条第三項、第二十条の三第六項、第二十条の三の二第六項、第二十条の三の三第五項及び第二十四条の二第二項において準用する場合を含む。）、第八条の二、第九条（第二十条の十第一項において準用する場合を含む。）、第十条、第十一条第一項、第十二条第一項（第二十五条第一項前段において準用する場合を含む。）、第十三条、第十四条第一項（第二十条の十第一項において準用する場合を含む。）、第十五条の二の二第一項、第二項及び第三項（第十六条第五項及び第二十五条第六項において準用する場合を含む。）、第十五条の三第一項（第十六条第五項及び第二十五条第三項において準用する場合を含む。）、第十六条第一項、第十六条の二、第二十条の二第一項（第二十条の十第二項、第二十条の八及び第二十八条の二において準用する場合を含む。）、第二十条の三第一項及び第八項（第二十条の十第二項及び第二十五条の八で準用する場合を含